



2025年12月22日

各 位

会社名 ReYuu Japan 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重富 崇史  
(東証スタンダード: 9425)  
問合せ先 企画管理部長 武本 遼祐  
電話番号 03-6230-9388  
U R L <https://www.reyuu-japan.com/>

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認いただいております。

また、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2026年1月30日開催予定の第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度および当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下あわせて「本制度」といいます。）に関する議案をあらためて本株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

### I. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

#### 1. 本制度の目的等

当社は、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

この度、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件として、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）においても、当社の中長期的な企業価値向上に向けた視点の共有を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度の対象に社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を追加し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役①」といいます。）を対象とした本制度に改定することにいたしました。

改定後の本制度においては、対象取締役①に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の改定は、本株主総会においてご承認を得られることを条

件といたします。

当社は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する金銭報酬額を年額1億4千万円以内とすることについてご承認をいただいております。また、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、上記金銭報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬については年額30百万円以内とし、発行又は処分される当社普通株式の総数を年10万株以内とすることについてご承認をいただいております。

本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行が予定されていることに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの報酬額について付議するとともに、これとは別枠で、役員報酬全体のインセンティブ比率拡大等を勘案いたしまして、本制度に基づき対象取締役①に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額59百万円以内（うち社外取締役分は9百万円以内）として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

### （1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役①に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役①は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役①に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役①が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### （2）譲渡制限付株式の総数

対象取締役①に対して割り当てる譲渡制限付株式の11万8千株（うち社外取締役分は1万8千株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### （3）譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役①との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### 1. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

#### 2. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと、および当社取締役会が別途定める業績その他の条件を充足したこと（当該条件を定める場合に限ります。）を条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役①が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### 3. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役①が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除

き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記 1. の本譲渡制限期間が満了した時点において上記 2. の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### 4. 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### 5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

### II. 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、本株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件として、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役②」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上に向けた視点の共有を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役①と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにいたしました。

改定後の本制度においては、対象取締役②に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の改定は、本株主総会においてご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行が予定されていることに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの報酬額について付議するとともに、これとは別枠で、役員報酬全体のインセンティブ比率拡大等を勘案いたしまして、本制度に基づき対象取締役②に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額11百万円以内とし、本制度により対象取締役②に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を2万2千株として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、対象取締役②に対する本制度に基づく当社の普通株式の割当ては、対象取締役②との間において、対象取締役①が締結する上記「I. 2. (3)」に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

以上